

第8号 まいたち昇治

(2017.2~2017.7月)

MAITACHI
SHOUJI

『活動報告』



「ご挨拶」



2017.05.03 三徳山三佛寺投入堂へ入山

いつも大変お世話になり、誠にありがとうございます。

本年1月からの第193回通常国会は、大臣の失言、政務官のスキヤンダル・暴言、森友・加計問題に係る安倍総理や総理夫人への疑惑等々、偏った野党の質問やマスコミ報道への是非はともかく、政府・自民党への不信感を払拭できないまま閉会となり、何とも後味の悪いものでした。その後の都議選での大敗もあり、改めて襟を正し、謙虚に、十分な説明や透明性に留意しながら国政の重要課題に取り組んでいくことで、信頼回復に努めて参りたいと思います。

さて、そのような中、先の国会では、天皇陛下の一代限りの退位を可能とする「天皇退位皇室典範特例法」のほか、企業や消費者の契約ルールを定める債権関係規定を大幅に見直した120

年ぶりの民法改正、性犯罪を厳罰化した110年ぶりの刑法改正、現役並み所得の高齢者の介護サービスの自己負担を2→3割に上げる介護保険法改正(対象者は約12万人で受給者全体の約3%)、外国人観光客の急増等に対応すべく民泊のルールを定めた住宅民泊事業法、地域経済を牽引する事業への支援や土地改良事業の負担軽減、全ての農産品を対象にした収入保険制度の創設など、多くの重要法案が成立しました。

その中で与野党が最も対立した、いわゆるテロ等準備罪処罰法の解説をします。まず、①組織的犯罪集団であること、②重大犯罪を計画すること、③その準備行為を行うことの3点が揃わない限り処罰されませんし、常識的に、善良な一般市民であれば処罰されることはなく、あくまで重大犯罪から国民を守るための法律です。この法律の背景には、テロの頻発など、国際的な治安の悪化があります。2020年の東京オリ・パラが近づく中、過去のミュンヘンオリンピックでのテロやオウム真理教の地下鉄サリン等の事件を忘れてはなりません。東京オリ・パラ等でテロ等をできる限り防ぐためにも法律を成立させ、国連加盟196カ国の内187カ国が加盟しているTOC条約(国際組織犯罪防止条約)に加盟し、直接警察当局間での犯罪情報の共有や捜査協力等を可能とする必要があります。民進党は法律がなくとも条約は締結可能と主張しますが、条約をよく読めば絶対に必要なのは明らかですし、そもそも民主党政権の際も今回の法律より対象範囲の広い法案を提出しており、反対のための反対としてか評価できません。また、戦前の治安維持法復活とか取締まりが強化されるとの批判もありますが、そもそも国体(天皇制)や私有財産制の否定を取締まるような立法趣旨とは全く異なるほか、手続法の変更はなく取締まりが強化されることでもあります。さらに、国連人権理事会の特別報告者のジョセフ・ケナタツ氏が、「表現の自由に対する過度な制限に繋がる可能性がある」と懸念

念表明した報道もありましたが、これはあくまで国連ではなく、氏の個人的見解であるほか、日本政府とは関係ない者が作成した、実際の法案内容とは異なる資料に基づく批判で、背後には何らかの悪意があると推察されます。外務省も、「日本の国内事情や提出法案の内容を全く踏まえておらず、不適切と言わざるを得ない。…我が国の説明も聞かずに一方的に公開書籍を発売したことに強く抗議する」と反論していることを申し上げます。

最後に、皆様にご心配をおかけしている合区の解消に向けた現在の取組状況について報告します。昨年11月、参議院自民党の「参議院在り方検討P.T(舞立は途中から事務局次長・事務局長になりました)」、自民党本部の「合区解消問題P.T」の設置の件は既に前号で触れましたが、本年2月、参議院議長の下に漸く全党参加の「参議院改革協議会」が設置され、参議院及び選挙制度改革の議論が始まったほか、6月には参議院在り方検討P.Tで報告書(後掲)をとりまとめ、合区解消に向けた基本的な考え方や対応の方向性を示すことができました。秋以降、この報告書に基づき自民党全体で早期に意思統一を図り、幾つかの具体案を用意しつつ、最後は党執行部が他党と協議、調整し、来年夏までの何れかのタイミングで成案を得る予定です。合区解消の問題は、各党とも選挙制度に対する考え方が異なるため相当困難を伴いますが、昨年の参院選で合区解消を公約に掲げ、27年ぶりに参議院自民党は単独過半数を得ることができましたので、地方創生を推進し、国と地方の明るい未来を切り拓くためにも、地方を重視するのか、切り捨てるのか、人口優先主義をとる限り日本の持続可能性はないこと等について、全国知事会等とも連携しつつ、より多くの国民から理解を頂き、確実に合区解消が実現できるよう強い覚悟で臨んで参りますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

合区解消に向けた動向(H28.7月の参院選後～)

- 合区4県による自民党執行部への合区解消の申入れ(H28.8月)
- 合区解消の決議
 - ・昨年夏から本年夏までの間に、合区4県の県・市町村議会をはじめ、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会の全ての地方6団体で合区解消の決議がなされました。
- 本年6月、「参議院在り方検討PT(参議院自民党の検討機関)」で報告書を取りまとめ(後掲)、合区解消に向けた基本的な考え方や対応の方向性等について参議院自民党で意思統一を図りました。
- 参議院在り方検討PTの報告書を受け、現在、「合区解消問題PT(自民党総裁直属の検討機関)」において、衆議院議員も含めて自民党全体で意思統一を図るべく、検討を進めています。
- 自民党の憲法改正推進本部においても、本年6月以降、優先的な改憲項目として4項目(①9条の自衛隊関係、②緊急事態条項、③教育無償化、④合区解消)を選定し、これまでに各項目の議論を一巡するなど、検討を進めています。



2017.06.15 参議院自民党「参議院在り方検討PT」で報告書の取りまとめに向けた議論



2017.06.27 参議院自民党全議員懇談会で「参議院在り方検討PT」報告書の執行部一任に向けた議論



2017.07.26 自民党憲法改正推進本部で憲法改正の優先的な項目として「合区の解消」について議論



参議院在り方検討プロジェクトチームとりまとめ (報告書概要)

人口減少社会における多様な民意の反映や地方創生等に対応した選挙制度改革の実現

参院選で合区が緊急避難的に導入されたが、様々な問題点が明らかになった。

- 合区は、投票率の低下や国政等に対する参政権の不平等のほか、地方創生にも逆行するなど問題点が多く、都道府県以外に説得力ある区割りが見いだせない中、合区された一部の県に所在する国民の間で不平等感が高まっている。

都道府県単位の選挙区には合理性があり、合区は解消されるべき。

- 参議院は、職域・職能とともに、地域を基盤とする性格を基本とする全国比例区と都道府県選挙区の2本立ての構成が相応しく、国民にも定着し、信頼を得ている。
- 現行憲法より長い歴史のある都道府県単位の区割りは合理性があり、人口、政治、経済、財政等の地域間格差拡大の解消や、国土の保全・均衡ある発展のためには、各地方の問題を吸い上げる政治ルートである都道府県の役割が重要。
- 緊急集会機能を有する参議院は、災害時等において、都道府県と一体的な連携・対応が必要。

合区解消に向けて憲法47条の改正が必要。定数は正等の暫定的措置も検討。

- 憲法47条(選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。)の改正が必要。
～選挙区等決定の勘案項目として、人口のほか、国の統治機構上重要な行政区画や国土の保全・均衡ある発展等を明記するとともに、参議院では改選ごとに広域地方自治体である都道府県の区域から少なくとも一人が選出されるよう定めることが必要。
- 憲法43条第1項(両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。)は、国会議員の国民代表性、自由委任を規定した趣旨であることから、改正の必要性は低い。
- 憲法改正を目指していくが、間に合わない場合等に備え、憲法改正を視野に入れた立法府としての考え方を法律レベルで示すため、国会法や公職選挙法で参の在り方等の条文追加のほか、定数は正等の具体的な仕組み等を検討。
 - 決算、危機管理等の機能強化や合区解消のため、様々な視点から定数は正を検討。
 - 定数は正以外の案(47都道府県選挙区の2グループ分割案、連記制等)も検討。

参議院改革は、選挙制度改革の見直しの動向を見極めつつ、検討を深化。

- 参議院改革は、選挙制度改革の見直しの動向を見極めつつ、決算、行政監視、外交、災害対応、地方自治等に関する審議の充実や「ねじれ国会」でも意思決定できる仕組み(両院協議会に関するあり方の見直し、審議の充実・強化等)など、憲法、法令、運用の様々なレベルで検討を深化。

参議院選挙における合区を解消するために

人口減少社会における多様な民意の反映や地方創生等に対応した選挙制度改革の実現

参議院の本来的な役割等

参議院議員選出のための選挙制度のあり方については、参議院の本来的な役割を検討した上で、そのために最もふさわしい選挙制度はどうあるべきか、という視点で考える必要があり、これまで、参議院自民党政策審議会にて議論を続けてきた。

今回の在り方検討プロジェクトチームでは、以下に示したこれまでの成果を踏まえて、更に議論を積み重ねてきたところである。

両院の役割の違い

衆議院は、首班指名における優越を有しており、政権選択を通じて『民意を集約する役割』を持っている。解散と不信任決議によって、常に内閣と抑制・均衡を保つ関係にあり、予算や条約に関する優越が衆議院に認められていることも、内閣と密接な関係を持つことと整合的である。

参議院は、解散がないため、衆議院ほど政権と表裏一体の関係ではない。また、議員の任期が6年という長期で、半数改選とされていることから、議論の安定性や連続性が担保されている。このことから、参議院には、中長期的な視野に立って慎重な審議を行い、『多様な民意を反映する役割』が求められていると言える。また、参議院が「良識の府」と呼ばれ、党派色を薄めて個人の識見に基づく議論を展開することや、国民の少数意見を汲み取ることが期待されているという認識も、この憲法上の位置付けから導かれる。

投票価値の平等

ゆえに、衆議院の場合には、上記のとおり民意の多数派が政権を形成するという機能を持つため、民意の多数派と議席の多数派が一致する必要があり、投票価値の平等がより求められると考えられる。

一方で参議院も、投票価値の平等という要請から無縁ではないが、憲法上で半数改選が定められていることから、衆議院のように投票価値の平等が厳密に求められるものではなく、直近の民意に加えて、より中長期的な視点や多様な観点からの審議も期待されているところであ

る。そのため、投票価値の平等に関しては、衆議院よりも緩やかな制約の下で、地域性や専門性を重視した選出方法を採用することに一定の合理性があるといえる。

参議院の役割等を踏まえた選挙制度

参議院議員選出のための選挙制度のあるべき姿は、多様な意見や専門的な知見を汲み取るため、地域を基盤とする性格、職域・職能を基盤とする性格を持つ議員を選出できる制度を基本としながら、国民に不平等感のない選挙制度・選挙区割りとなるよう工夫したものでなければならぬ。現在の選挙制度改革の議論においても、こうした観点が必要であると考えらる。

参議院合区の経緯・現状

我が国では、戦後から現在に至るまで、人口が7千3百万人から1億2千7百万人へ、約5千4百万人増加したが、そのほとんどは、関東・中京・関西の3大都市圏に集中した。一方、参議院の定数は250から始まり、沖縄返還の関係で昭和45年に252に増えたが、平成12年に242に減り、今日に至っている。平成27年の国勢調査で国全体が人口減少社会に突入してからも、この急激な人口変動と東京一極集中は止まらず、それ故、都市と地方の1票の較差も大幅に拡大した。この結果、5倍前後の較差が継続した上に、衆参の選挙制度の同質性が強まったこと、ねじれ国会により参議院の権限の強さが再認識されたこと等が主な要因と考えられるが、近年の最高裁判決では、衆議院の選挙制度に照らし、参議院においても、「投票価値の平等」の原則がより厳しく求められるようになった。

こうした状況の中、選挙制度改革案が議論され、その結果、平成27年に改正された公職選挙法により、平成28年7月、合区（島根県+鳥取県、徳島県+高知県）を含む選挙が実施された（選挙区間の一票の較差は3.08倍）。

この28年参議院選挙に対する選挙無効訴訟における高裁判決は合憲が6、違憲状態が10となっている。合憲を示した複数の判決では、「国会が抜本的な見直しを行う姿勢を示している」旨を勘案している。最高裁は今秋にも判決の見通しとの報道がある。

平成27年に改正された公職選挙法の附則では、「平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする」と規定している。

都道府県単位の選挙区の意義、合区の問題点

参議院は、職域・職能とともに、地域を基盤とする性格を有するため、都道府県単位を選挙区とする選挙制度の維持は、以下の理由により、合理性がある。

- 政治的、経済的、社会的、文化的に一体的な広域地方自治体である都道府県は、現行憲法よりも長い130年の歴史を有しており、統治構造として都道府県単位で意思決定がなされている。
- 戦後70年、人口、財政、経済等の都道府県較差が拡大する中、人口比例原則を徹底すれば、国政が各都道府県の抱える問題を吸い上げる政治的ルートの消滅・機能不全や住民の国政プロセスへの参加感の喪失につながる。大都市部に経済力、教育水準、就業機会等に加え、政治力まで集中することとなり、較差拡大の悪循環が加速、固定化するおそれがある。
- 緊急集会機能を有する参議院は、衆議院解散時に災害が発生した場合、緊急の法案や予算案を審議し、効力を発生させる役割を持っている。一方、東日本大震災など災害時において主体的に対応を行ってきた都道府県は、災害対応において重要な役割を担っている。参議院は、緊急時においては、地域の被災状況等を国政に届けるとともに、唯一機能できる立法機関として、災害対応に重要な責務を負い、かつ体制を有する都道府県との調整等を進めることで、国・地方が一体となった迅速かつ効果的な対応を実現する必要がある。

このように、国民の間で、都道府県が、広域的な地方自治行政の単位として定着し、国政の重要な受け皿であり、かつ地方自治行政の単位としてこれ以上説得力のある線引きが見いだせない中、合区された県では不平等感が高まっている。合区は、地方自治の推進主体でもある都道府県を無視した緊急避難的な制度であり、国の喫緊の課題となっている地方創生にも逆行する問題である。

合区が実施された県では国政への関心の低下（参議院選挙で最低の投票率）、衆議院解散中の大規模災害等発生時の地方から国政への声の反映が困難になるとの懸念、選挙区面積の拡大による活動費等の増加、国会議員と有権者の関係の希薄化（国政に対する参政権の不平等）、非居住県での地方自治参政権がないとの事実など様々な問題があることが指摘されている。合区となる両県の利害が一致するとは限らないし、人口が少ない地方だからといって国家的な課題が少ないとは言えない（国境離島、エネルギー・食料供給、国土・環境保全等）。今後も新たに隣県どうしの合区が進むとなれば、人口規模が更に大きく異なる県どうしの合区の出現が想定され、その場合、人口の小さい県は事実上、参議院に代表を出せなくなる。また、大都市部の有権者が人口の少ない地方の議員定数を減らしてまで人口比例原則を更に一方的に進める

べきことを望んでいるのかという確証がない。仮に、人口比例原則を徹底すれば、都道府県の中で人口の多いトップ10の選挙区定数だけでその過半数(146議席のうち74議席)を占めてしまうこととなり、人口の少ない地方の声がほとんど国政に届かなくなるのは、一目瞭然である。これで良識の府の機能が発揮され、衆議院の機能を補完し、地方創生の推進や国土の均衡ある発展等を図ることができるとは到底考えられないほか、憲法に規定された二院制を放棄することにもつながり、国民生活や経済に責任を持つ政治の立場から、自民党としては到底受け入れられない。

合区解消に向けて

良識の府、中長期的な政策展望を担う院である参議院では、特別の職域・職能を基盤とする「全国比例区」と、人口が少ない地方を含め、国政に地方全体の声を適切に反映することができる最も広域的かつ合理的な地方の単位として機能する都道府県を基盤とする「都道府県選挙区」の2つの選挙制度が国民にも定着し、信頼を得ていると考えられる。

このため、合区の解消に向けて、以下について検討すべきと考える。

憲法改正を目指した検討

平成26年最高裁違憲状態判決では、都道府県を「参議院議員の各選挙区の単位としなければならない」という憲法上の要請はなく、「都道府県の意義や実態等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない」としている。これは、現行の憲法において、明確になっていない参議院議員の各都道府県からの選出は、「投票価値の平等」という憲法上の要請を緩和することには必ずしもならないとの趣旨と理解できる。

ゆえに、本年秋に出される最高裁判決の内容等を見極めながら、憲法改正を目指した検討を進めることが考えられる。

以下の案が考えられるが、具体的な条文案や選挙制度の仕組み等は憲法改正の議論の中でさらに検討を進める。

- 基本的には、憲法43条第1項が、国会議員は全国民を代表する議員であるとの国民代表性、自由委任を規定した条文であることから、改正は必ずしも必要ないと考えられる。その上で、憲法47条に、選挙区等の決定において勘案すべき項目として人口、行政区画、国土の保全・均衡ある発展等を明記するとともに、参議院においては、改選ごとに広域地方自治体

である都道府県の区域から少なくとも一人が選出されるよう定めなければならないとの趣旨を持たせることが重要と考える。

一方で、全国知事会の意見にあるように、憲法43条第1項に、参議院が都道府県代表である旨の趣旨を持たせる案もあるが、この場合、参議院の国民代表性や衆議院との権能上のバランス等への影響も考慮する必要があるなど、課題が多いことに留意する必要がある。

憲法改正を目指していくが、憲法改正が次回参議院選挙までに間に合わなかった場合等に備えて、憲法改正を視野に入れた立法府としての考え方を法律レベルで示すために、国会法や公職選挙法において参議院の在り方等に関する条文を追加できるよう検討を進める。同時に、選挙区等の決定において、人口比例原則以外の勘案すべき項目についての追加も検討する。

ただし、憲法14条をもとに究極の投票価値の平等の実現を求める違憲訴訟が止むことはないと考えられるため、根本的な問題解決のためには憲法改正が必要である。

憲法改正までの暫定的措置として、以下の選挙制度の具体的な考え方が考えられる。

なお、暫定措置であるため、憲法改正が実現した際には、定数の在り方や具体的な選挙制度の仕組みについて、各党とも議論の上、最終的な結論を得る。

- 決算、政府開発援助、危機管理・災害対応等の機能強化のため、また、改選ごとに各都道府県から少なくとも1名の参議院議員の選出を確保するため、議員定数是正を検討する。その際、究極の投票価値の平等を実現している比例区の定数や衆議院・参議院を合わせた国会議員全定数を勘案して検討することも考えられる。
- 上記定数是正に加えて、次の改革案についても引き続き検討する必要がある(次の改革案を組み合わせることも含めて検討する必要がある。)
 - ➡ 47の都道府県選挙区を2つのグループに分け、それぞれ6年ごとに全改選する方法(改選年により選挙区に投票できるグループとできないグループができることに留意)
 - ➡ 現行の選挙区における3年ごとの半数改選において、各都道府県を選挙区の単位とした上で、定数1も可能とする奇数区案を採用する方法(定数1の選挙区では6年に1度しか選挙区に投票できないことに留意)
 - ➡ 単純な連記制を採用する方法(都市部の1票の価値が軽いとの訴えに応えることができるが、選挙区人口と議員定数の比に変化はないことに留意)
 - ➡ 人口の多い選挙区を分区する方法(都道府県単位にすべきとの結論に矛盾すること、分区されても選挙区人口と議員定数の比に変化はないことに留意)

参議院改革

参議院改革に当たっては、決算・行政監視・政策評価に関する審議の更なる強化を進めるほか、任期が長く、解散がないことから中長期的な課題に取り組むことができるという参議院の特徴を活かして、調査会活動とともに、ODA審査や外交に関する審議の更なる充実を図る。また、憲法上、認められた衆議院解散時の参議院緊急集会の意義を再認識して、危機管理・災害対応に強い参議院という特徴を打ち出し、これに相応しい体制を整備する。

また、地方自治や地方分権等の基本に関する法案の優先的な審議権を持つようにするなど、この観点からの予算、法案の審議を強化する。

両院の役割の違いを踏まえ、「良識の府」、「熟考の府」などと認識されている参議院では、二大政党制を視野に入れた衆議院選挙制度の下、政権与党と野党との間で激しい対立がある中、選挙の結果等でどのような議席構成になっても、国会での意思決定を停滞させない体制をつくるために、具体的には、「ねじれ国会」となっても意思決定でき、国民生活に支障が生じないよう、例えば、両院協議会に関するあり方の見直し等について検討できるのではないかと議論がある。一方で、参議院が多様な民意を国政に反映させるという役割から、これまでの参議院改革の成果を踏まえて、審議の充実・強化を図ることで国政の円滑な推進に貢献すべきとの考えもあり、慎重な議論が必要になると考えられる。

現在、衆議院選挙の選挙区については、衆議院議員選挙区画定審議会設置法に一票の価値の較差が2倍未満となるように改定を行うこととなっている。この厳密な基準を人口減少社会の中で今後も採用するかは別途議論が必要であるが、衆参の選挙制度の同質性のほか、衆参の権限のバランス、すなわち、参議院の権限の強さを最高裁が判例変更（平成18年合憲判決5.13倍、平成21年合憲判決4.86倍から平成24年違憲状態判決5.00倍、平成26年違憲状態判決4.77倍）の理由の一つに挙げたことを考慮すると、衆議院との違いを明確にするための参議院改革を進める必要がある。

これらの点を踏まえながら、選挙制度改革の見直しの動向を見極めつつ、引き続き、憲法、法令、運用の様々なレベルにおいて参議院改革の検討を深めていく。

平成29年1月～6月 第193回通常国会

舞立昇治の 主な質問の機会



農林水産委員会

平成29年3月22日

- 今冬の大雪被害への対策
- 青年就農給付金の改正内容
- 平成29年度予算における森林吸収源対策
- 漁船建造に対する支援策の拡充
- 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会で作成する次期中間目標に向けた議論の方向性



2017.02.04 智頭宿雪まつり(智頭町)

質問(舞立)

まず1点目は、本年1、2月の大雪にかかる農林漁業被害への対応について、昨年の鳥取中部地震への対応

と合わせ、諦めずお願いさせて頂きたいと思います。

本年は、十干十二支でいう60年に一度のひのとりの年です。火と金の組合せで革命の年とも言われ、不安定で変化が激しい年とも言われます。物事良くなるも悪くなるも何事も選択次第です。そのような年において、トランプアメリカ大統領誕生におけますTPPの漂流、日米の二国間経済連携協定の交渉に移る危険性等、一つ一つの政策課題に対して慎重に正しい選択を行い、国の基である農林水産業の持続的な発展につなげていく必要があります。

そこで、昨年を振り返ると、御案内のとおり、4月の熊本地震、秋の北海道、東北地方を襲った台風被害、そして10月の私の地元鳥取中部地震、そして12月の糸魚川の大規模火災と、実に多くの災害が発生しました。もう災害が起きないよう祈りつつ迎えた新年ですが、弱り目にたたり目といいますが、鳥取では1月23日から大雪となり、畳みかけるように2月9日からは断続的大雪によりまして鳥取市内では実に33年ぶりに90センチを超える積雪となるなど、記録的な豪雪に見舞われました。そして、今回は、鳥取県全域に加えて、29府県もの多くの地域で農林水産業で深刻な被害が発生しています。



2017.02.06 麒麟獅子舞の日本遺産認定に向けて義家文部科学副大臣に要望活動(東京)

そうした中、今、自民党においては農林水産関係雪害対策ワーキンググループを設置し、今冬の大雪被害への対策を検討中ですが、やはり多くの府県が要望しています被災農業者向け経営体育成支援事業について、農水省は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限って発動しており、まずは被害状況をしっかりと把握した上で、その状況に応じて必要な支援策を総合的に検討すると答弁されているところであり、今、現段階では国がどこまで親身に対応してくれるのか、現場ではとても不安な状況です。

また、農水省は、27年の2月に共済制度の拡充等をしたことでもって理解を求めようとされていますが、

当然ながら、それ以後の大規模な災害で発動された実績があることに加え、確かに共済の拡充は良いことですが、そして加入促進も進めなければなりません、やはりそもそも加入の要件が厳しいと聞いています。例えば、1農家が保有するハウスは全棟加入が前提でして、多くのハウスを保有する担い手農家であればあるほど共済加入コストは増大するところとして、例えば拡充前と拡充後で、拡充後において、拡充分全て保険でカバーするとなると倍の掛金額になるといった事態です。そのような事情もあり、そして国も把握しているのとおり、今回の主な被害地域は比較的災害の少ない地域で、加入率はあまり高いとは言えず、近年むしろ低下傾向です。また、最近、ハウスの建設費が高くなっているなどの理由で、再建するにしても、共済の加入率も高くなり、農業所得も低い中、さらには高齢農家が多い中では、なかなか再建する気になれず、この際もう農業をやめるしかないといったような声も聞いています。

こうした中で、今、生産資材価格の引下げや収入保険の創設による収入安定策の向上など、昨年の農業競争力強化プログラム、これが法改正を受けてこれから本格的に実施される予定ですが、何分まだ始まっておりませんので、今回被害のあつ



2017.02.12 伯耆地区郵便局長会通常総会(米子市)

た農家の方には無意味で、届きません。何とか頑張つてやりたいところを、将来に向かっていい取組がこれからスタートしていくのに、むしろ地元では営農をやめるリスクの方が高い状況です。更に言うと、昨年の中部地震で一番大きな被害のあった倉吉市においては、来月に予定される災害査定を経て、ようやく局地激甚災害、局激の指定を受ける見込みでして、昨年の大きな地震被害に加え、それから間もなくの記録的な豪雪であり、本当に関係者一同、一樣に疲労こんぱいしている状況です。

話を元に戻しますと、27年2月の共済制度拡充後の近年の国の対応としては、27年の台風15号で局激の指定がされた際、ハウスや畜舎等の被害が約40億円の状況でも、今回被災地が要望している本体ではありませんが、通常の支援事業の優先採択を実施しています。前回の鳥取中部地震では、この対象経費は約1億円ほどでしたので諦めていましたけれども、台風や地震と異なり、大雪災害では橋や堤防、道路、農地等が損壊するわけでもなく、激甚災害になりにくいのは皆様御案内のとおりです。そのような中で、今回は、地震での局激に加え、33年ぶりの記録的な豪雪、さらに29府県という多くの県で大きな被害が生じており、既にその額は少なくとも50億円を超える規模に達しています。台風であれ、地震であれ、豪雪であれ、激甚になるならぬのは、被害を受けた方にとってあまり関係なく、同じ苦しみなのです。

この過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合については、今回、それと似た事例と整理可能ではないでしょうか。現時点で少なくとも50億円もの被害が発生しています。前例にすると今後も同様の災害に対応せねばならないという感じで消極的にならずに、ひのとり年の本年において、何とか選択を誤らず、むしろこれから収入保険やコスト効果率化の取組が始まり対策が強化される一環として、当然みなしも含め、共済加入を前提とした上で、50億円

まとめると、多くの被災農林漁業者の皆様も含め、これから関係者一丸となって農政新時代を歩んでいくように、今回の大雪被害に対して多くの県から要望がある経営体育成支援事業に特段の御配慮を賜りたく、是非、山本大臣には、最低限、通常事業での優先採択も含め、所管の経営局への確かな指示を出して頂くとともに、豊富な人脈と強いリーダーシップ、そして農林水産業を守る最後のとりでは自分だという熱い情熱で総



2017.02.18 因幡地区郵便局長会・同夫人会懇親会(鳥取市)

以上もの大きな被害が生じた際は国としても災害の種類を問わずしっかりと万全の支援を行うと、温かいメッセージを全国の農林漁業関係者に発信して頂きたいのです。

理や財務大臣とは是非調整して頂き、熊本地震等と同様、万全の措置を講じて頂きたく切に要望しますが、大臣の御決意をお願いします。



2017.02.18 自民党支部主催「これからの日本を語る大講演会」(倉吉市)

答弁(山本農林水産大臣)

今般の大雪、現在把握している範囲で、日本海側を中心に農業用ハウスの被害が生じています。被災されました農業者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

災害への対応については、農業共済への加入等事前の備えが基本ですが、これに加え、委員御指摘の営農意欲を大事にするような災害対策事業、こういったものがしっかりと整備されていなければなりません。その意味で、被災農業者向け

の経営体育成支援事業は大事な措置ですが、採択要件等々ございます。そんな中での悩みの中からの御質問ですが、私もできる限り被災者に寄り添った措置を考えていきたいと思っています。

平成25年11月からの大雪被害を踏まえ、園芸施設共済については、御指摘の平成27年2月から耐用年数の見直しや補償価格の引上げといった補償の拡充を行ってきました。その上で、事前の備えに加えて、委員の御要望のとおり、今般の大雪による災害にどう対応するかについては、まず、大雪における農業関係者の被害状況の把握に努めることに今力点を置いています。それを踏まえ、総合的に関係省庁と検討をしていく所存です。

さらに、勇気付けられるようなメッセージをといてありますが、今のところ、被災者に寄り添い、そして総理が言う災害被災者に対しては何でもするというそういう観点から、事後的にどのような対処するかということを見極めつつ、関係省庁、特に総務省としっかりと議論を重ねていきたいと思っていますところ。

質問(舞立)

今までで一番温かいメッセージ、大臣、ありがとうございます。是非とも今回、地元の鳥取だけではなく、渡辺委員長らの地元の岐阜も、そして兵庫や京都、そして山形など、実に多くの県からの切実な要望ですので、是非とも前向きな対

応をして頂きますようよろしくお願い申し上げます。



2017.02.18 「街頭演説会」(鳥取市)

続いて、二点目、青年就農給付金の関係について質問します。

この予算については、やはり農業就業者の平均年齢が66歳を超えて非常に厳しい状況の中、世代間バランスの取れた農業就業構造にいくために、平成35年までに40代以下の農業従事者を40万人に倍増するという目標で取り組んできたところ、対象要件、これについて、私からも、原則45歳未満から50歳未満にすべきとか、親元就農も対象にすべきとか、前年所得が250万円で給付金打ち切りのところをもっと引き上げるべきとか、様々な政策提案を行い、都度、農水省には真摯に改善に努めてきて頂いたところ

です。そのかきもあつてか、平成27年度には40代以下の新規就農者が約2万3千人に増えるなど、着実に成果を上げてもらいました。

さらに、この度、農業競争力強化プログラムにおいて、青年就農給付金を含む新規就農・経営継承総合支援事業を衣替えして、農業人材強化総合支援事業の名称となり、予算も来年度は約8億円増額して約202億円確保されたことは評価したいと思います。

本事業は大変重要な事業であり、また、今回、名称と共に制度が変更になりますので、是非、農業をやるうと思っている全国の若い方々に対し、この事業について、これまでの課題等を整理した上で、今回改善、拡充した点を中心に改正内容の分かりやすい説明をお願いします。

答弁(大澤経営局長)

まず、先生の御指摘にありました青年就農給付金事業、これ平成29年度から、御指摘のとおり、農業次世代人材投資事業、名前を変更する予定ですが、この事業については、従来、新規参入者に対する就農初期の所得確保支援という原則は踏まえつつ、御指摘を踏まえながら、現場の課題に対応した改善に努めてきたところ。

本年度の、29年度からの見直しについては、昨年末にまとめた農業競争力強化プログラムに沿って主に2点改善をしています。

まず1点目ですが、課題として、新規就農者から、資金面での手当はこの事業で確かにされているけれども、ほかに農地の確保、営農技術の習得、こういうものを総合的に支援してもらいたいという御指摘がありました。こういうことを踏まえ、今後、資金を活用する個人ごとに、普及員などの経営技術面でのサポートスタッフ、それから更なる資金面での公庫等のスタッフ、それから農地中間管理機構による農地確保のサポート、こういう3分野でのサポートスタッフを一人ごとに、要するに就農者1人当たり3名のサポートスタッフを付けるという体制を明確化することにして、更に新規就農者のサポートに努めていきたいというのが1点目です。

2点目については、これは資金で活用するものが、5年間、事業を使えるわけですが、なるべく早期に本格的な経営に移行して頂きたいので、そういう方を促進するために、早期に交付金を卒業する際には、グローバルGAPの取得等にも使えるような一時金を交付すると、こういうような改善もしています。

さらに、この関係の事業としては、農の雇用事業、農業経営確立支援事業とありますが、農の雇用事業については、これまで年間5千人利用されていまして、雇用就農の促進に役立ってきた一方で、定着率が低いという課題もありました。このことを踏まえ、今度、事業を実施する希望法人等の要件を、過去の定着率を

考慮して採択の可否を判断することによりまして、この事業の趣旨がより一層明確化するよう改善しました。

それから、農業経営確立支援事業については、これまでインターネット上で手軽に受講できる農業経営講座の配信などを行ってきましてけれども、さらに、就農後に体系的に農業経営を学びたい、学び直したいというような御要望が非常に強かったため、28年度補正予算からですけれども、農業経営塾という、学び直しの場の開講準備を支援しているところ



2017.02.19 鳥取県選出国會議員合同新春懇談会
(米子市・倉吉市・鳥取市)

質問(舞立)

ありがとうございます。是非、更なる新規就農者の増加に努めて頂くよう

ろしくお願いいたします。

次に、林業関係予算に移ります。森林環境税の具体的な制度設計については、年末の税制改正で結論を得ることとなっていますが、一昨年の与党税制改正大綱で地球温暖化対策税について、木質バイオマスのエネルギー利用の本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組むと記述されたことを受け、一昨年の大綱ということで、本年度はなかなか時間が足りず、本年度は3省にとつて準備期間的なものだったと思いますが、来年度からは本格的な取組をして頂けるものと期待しているところです。

そこで、まず、森林吸収源対策として、林野庁の森林整備事業の予算は、28補正29当初を合わせて、昨年の27補正と28当初と比較してどの程度増額確保されたのか伺いますとともに、次に、エネルギー特会ですが、この特会の予算を活用して本年度から来年度に向けてどのように施策や予算が拡充されたのか、さらには、本年度新規に地方財政措置された500億円は引き続き来年度も措置されることになったのか、何か拡充されるものはあったのかについて、林野庁からまとめて答弁をお願いします。

答弁(今井林野庁長官)

森林吸収源対策については、昨年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画に

基づき、間伐等の適切な森林整備や木材、木質バイオマス利用の推進等に取り組んでいます。



2017.02.25 大山悟道場「意見交換会」(米子市)

お尋ねの財源措置についてですが、まず、間伐等を推進する森林整備事業については、29年度当初予算案と28年度補正予算を合わせた予算規模は1,513億円となっており、前年度の当初・補正予算の合計額に比べ、140億円の増額となっています。

次に、エネルギー対策特別会計の予算についてですが、28年度の与党税制改正大綱において、木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用への活用の充実を図るとされたことを受け、経済産業省や環境省と連携して検討を行っ

た結果、29年度から新たにCLTの木質部材を用いた建築物の整備等を支援する新規事業を計上するなど、予算枠を拡大しているところです。

さらに、地方財政措置については、与党税制改正大綱等も踏まえ、森林の整備等に関して一定の知識を持つ林業技術者の活用に必要な経費を追加するなどの見直しを行った上で、昨年度に引き続き、500億円が計上されたところです。

農林水産省といたしましては、引き続き関係省庁とも連携を取って森林吸収源対策に取り組んで参ります。



2017.03.11 自民党鳥取県連主催「どうする日本!! 憲法改正を考える県民大会」(米子市)

質問(舞立)

ありがとうございます。いずれも増えているということで、是非、森林整備予算については、私の地元鳥取も含め、

広く全国に増額を波及させて頂くようよろしく願います。そして、やはり経産省や環境省の予算については、なかなか林業関係者にとって知らないことが多いと聞いていますので、是非周知の面も徹底して、より改善、拡充に努めて頂くよう、地方財政措置の件も併せてお願い申し上げます。

次に、水産業の関係に移りたいと思います。水産日本の復活に当たっては、水産庁の皆様に、できる限り現場の要望を反映した施策、予算づくりに努力して頂いていることに感謝申し上げます。一方、未だ解決すべき課題は多々ありますので、一層の御活躍、御尽力をお願いしたいと思います。

1点目ですが、この度5年に1度の改定作業を進められている水産基本計画について伺います。

これまでの検討過程で重要な論点は既に幅広く網羅されていると思いますが、以前から申し上げているとおり、昨年の年末、地元では漁船が転覆して4名が死亡、5名が行方不明という痛ましい事故が発生しました。その際に鮮明になったのが漁船の老朽化であり、漁船建造への国の支援がなかなか十分ではないという問題です。

漁船の法定耐用年数は最大のもので12年ということですが、船齢30年を超える漁船は全国に数多く存在します。例えば、遠洋沖合主体の中・大型の漁船については全国に約1,400隻あります

が、船齢20年以上が6割、26年から30年経過している船が最も多い状況でして、いかに危険な状態で漁師さん達が船に乗っているか、これはなかなか幾ら安全対策を講じても限界がある問題と聞いています。大地で行う農林業と異なり、漁業の場合、もし漁船が故障したり転覆した場合、命に関わる問題ですので、早急な対応が必要と認識しています。



2017.03.12 境港外港竹内南地区貨客船ターミナル着工記念式(境港市)

そのような中で、漁船建造に関する必要性や重要性、緊急性は十分承知頂いていると思いますので余り長々とは話しません。幾ら漁港、漁場、そして漁村の環境を良くしても、漁師さんたちの生命線である漁船が余りに古く、そしてとても清潔とは言えない環境では、危険なことは当然ですが、効率性の問題のほか、

やはり、漁への意欲、若い新規漁業者の確保がこれも重要課題である中、今の状況では新たに漁業をやるう、やりたいという気になかなかなれないのではないかと個人的に思っています。

浜の再生を確実に、水産日本の復活を果たすため、さらには10兆円以上とも言われる水産の多面的機能の維持・発揮、そして食料や領海、排他的経済水域など安全保障の観点からも、漁業者がいなくなっては元も子もありませんので、漁船の老朽化問題等を契機として、漁船建造の計画的な更新やそれに対する国の重点的な支援の必要性等に関する対応方針について、新たな水産基本計画の重要な柱の一つに入れて頂き、現行の漁船建造に対する国の支援策を大幅に拡充して頂きたいと思いますが、御見解と御決意をお願いします。

答弁(磯崎農林水産副大臣)

御指摘の指定漁業漁船については、建造後20年を経過したものが全体の約6割を占めており、漁船の適切な更新は、水産業の体質強化と担い手確保の点からも大きな課題であると認識しています。

そのため、漁業構造改革総合対策事業、いわゆるもうかる漁業創設支援事業において、収益性向上の実証への取組を支援して、28年度補正で34億円、29年度当初予算で40億円を計上し、省エネ、省力化や居住性に優れた高性能漁船の導入を図っているところです。

また、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業において、地域の中核的漁業者に対しリース方式による新たな漁船の導入等を支援しており、27年度補正で70億円、28年度補正でこの倍額の143億円を措置しているところです。

農林水産省としては、これらの事業を活用しつつ、こうしたことを通じて漁船の更新が一層進みますよう、予算の獲得に努力をして参りたいと思います。

なお、水産基本計画の策定については、水産政策審議会等の議論を踏まえながら現在鋭意検討していますので、御指摘を踏まえつつ適切に対応して参ります。

質問(舞立)

ありがとうございます。これまでも何とか拡充に努力されていることは評価しつつ、なお一層の対策の強化をして頂きますようよろしくお願いします。

最後、資源管理の問題について、2年前にも触れましたが、再度質問します。

クロマグロの資源管理の関係については、過激な資源保護派や現実派など、色々な話がありましたけれども、これについては冷静に科学的な根拠に基づき、そして高度回遊魚ですので、日本だけで対応できる問題ではなく、日本だけのためにやってバカをみても意味がないと、国際的な枠組みに基づいて適切に資源管理をやっていく必要があると主張してきました。そのためには、やはり関係者が納得できるしつかりとした資源調査、評

価が重要だということですが、このところ、この資源調査、研究評価体制の予算については、27当初の約25億円から28当初の約28億円と、そして来年度当初で約31億円と着実に予算を増額確保して頂いていることには感謝申し上げます。



2017.03.18 「コナンの家」米花商店街オープニングセレモニー(北栄町)

時間の都合上、はしよりながら進めますが、御承知のとおり、先ほど、クロマグロの関係については、高度回遊魚であるとか国際的な枠組みが必要であるとか色々申しました。そうした中で、現在、科学的な根拠に基づき国際的な枠組みで2年取り組んでいるところですが、この2年ほど、日本海生まれ、南西諸島生まれのクロマグロの加入量のモニタリング調査では、26年から27年にかけて増加

そして速報では28年も27年から増加の見込みのほか、未承認や未報告による不適切な漁獲があった長崎や三重県でもクロマグロが捕れるから捕っているという状況であることから、また2年前以上からのまき網団体の自主的な取組の成果等もありまして、私はクロマグロの資源は少しずつ着実に増加していると考えています。

そうした中で、本年、次の2030年までの中間目標を作成することになっていく関係上、簡潔に言うと、再度目標を作るに当たりまして、現場が混乱するようない、日本の水産業が衰退するような中間目標だけでは絶対しないで頂きたいということです。当然、現場とは、漁業者だけでなく、卸、仲買、製氷、運送、飲食業等、裾野が広い水産関係者のことを指しますが、厳しい資源管理の下で、水産日本の復活と地方創生に今関係者一同一丸となって必死に取り組んでいる中、そして資源は着実に回復している途上において、私は今以上の厳しい管理を行う必要はないと考えていますし、現在の取組を継続していくことでも、仮に低加入が続いた場合でも、暫定回復目標である歴史的中間値、4万1千トンですが、これは6割以上の確率で達成可能です。そして、2034年には平成一桁時代のかなり多く捕れた時期の約6万トンまで回復する見込みであることを十二分に踏まえるべきだと思っています。

今回、WCPFCからの示唆とはい

え、初期資源量という非現実的な仮定で、その20%、実に今の資源量の十倍の13万トンです。それを2034年までに早急に回復させなければならぬといったような示唆というのは、その根拠は甚だ私は不明であり、疑問であると考えています。

まとめますと、4月にISCの太平洋クロマグロに関するステークホルダー会合の議論を踏まえ、本年、北小委で作成することになっている次期中間目標に向け、水産庁には是非、現場の関係者に悪影響が生じないように、科学的根拠に基づいた冷静な議論を展開して頂くとともに、人類そして漁業の営みは永遠に続くものですので、中長期的視点で現実的に取組可能な目標を作成して頂くようお願いしたいと思います。御見解と御決意をお願いします。



2017.03.18 第3回境港おさかなロード大漁祭(境港市)

答弁(佐藤水産庁長官)

ただいま先生の方から御指摘あったわけでございますけれども、我が国としては、ISCによる科学的な検討結果を踏まえつつ、国内漁業者に対する影響が最小限となるような次期中間目標にすべく、関係国と議論していききたいと、このように考えています。

質問(舞立)

時間がなくなった中、簡潔的を得た答弁、ありがとうございました。終わります。

平成29年4月6日

● 国家戦略特別区域における獣医学部の新設問題



2017.03.24 自民党農林部会農林水産災害対策PTによる大雪被害対策に係る山本農林水産大臣への要望活動(東京)

質問(舞立)

今日の質問時間は10分と短いので、早速質問に入ります。1点目ですが、国家戦略特区における獣医学部の新設問題について質問します。

本件については、これまで、1点目、獣医学部の新設の是非について、獣医師の需要は足りており、新設の抑制を行っている中で、国家戦略特区で認められた理由が合理的でない、2点目、国家戦略特区での認定について、これまでは構造改革特区で新設を認めてこなかったのに、安倍政権の国家戦略特区の下、速やかに認められたのは不自然ではないか、そして、今治市の提案が採用され、京都や新潟からの提案が認められなかった理由や経緯が不透明ではないか、そして、3点目、公募手続や決定過程について、内閣府、文科省が告示で獣医学部の新設を一校に限るとしたことや、京都じゃなくて今治に決めたことについて、一体いつ、どこで、誰が決めたのか、内閣府、文科省、農水省でどのように議論、調整して決めたのかなど、一連の経緯が不透明ではないか、そして4点目ですが、安倍総理の交友関係等の影響について、安倍総理と加計学園理事長との長年の交友関係が今回の決定に相当有利に、スピーディーに働いたのではないかと等々、様々な指摘がなされていますが、今回の国家戦略特区による学部新設の問題は、あくまで内閣府と文科省の所管であり、農林

水産委員会での問題を詰めても限界があるところ、与党理事の立場としてはこの辺で一定の整理をさせて頂きたいと思いますが、先ほど指摘した点に対する説明を含め、改めて今回の問題に関する一連の経緯や事実関係等について、内閣府から三省まとめて詳しく丁寧に答弁をお願いします。

答弁(松本内閣府副大臣)

一連の経緯や事実関係いかんということで御質問を頂きました。まず申し上げたいのは、今回の獣医学部の新設については、長年全く実現できなかった改革を、慎重派の御意見にも十分に配慮をした上で、まずは一校を成功させるべく今治市を選定したものです。したがって、新潟市や最近登場しました京都府の提案を落としたという認識はなく、今後、引き続き検討していく所存ですし、その具体化が期待される場所であると私どもとしては考えているところです。

歴史を振り返りますと、この獣医学部の新設は、平成19年から8年近く今治市が唯一の提案者として提案を続けていらっしやいます。これに応えた鳩山政権の時でありましたが、対応不可だったものを実現に向け検討に格上げをされました。安倍政権が更に前進をさせ、昨年11月の規制改革の決定、今年1月の制度化にこぎ着けたところです。そして、今治市がこれをいち早く事業化すべく即座に構成員を公募し、区域計画に位置付

け、今年1月20日の計画認定に至ったものです。

獣医学部の新設には10年間に及ぶ多くの主体の多くの判断、多くの議論、多くの合意が積み重なっているものと認識をしています。また、地域活性化や国際競争力強化のため提案を続けた四国の一地方都市、今治市の熱意が最大の原動力となっております。



2017.04.01 やずミニSL博物館「やずぽっぽ」竣工式(八頭町)

事業者である加計学園について申し上げます。平成19年に今治市が初めて構造改革特区の提案を行った時の提案書には、市のパートナーである加計学園の名が明記をされているところです。その提案をこれまでの歴代政権が実現に向けたステップを一段一段と積み上げてきた結果が現在の姿であると認識をしています。

地域を限る、一校に限るということについて申し上げたいと思います。約50年にわたり定員増すらなかった獣医学部の新設に獣医師の方々が大きな不安感を抱くのは当然だと考えています。その声に耳を傾けつつ、新たな分野と切迫する需要に対応した獣医学部の新設をいち早く実現するため、まずは地域と数を限ったものです。

委員の皆様方には、ただいま御説明した10年に及ぶ歴史を念頭に置いて頂いて、最近の経緯、特に、制度改正を決めた昨年11月の諮問会議の取りまとめ、一校に限った昨年12月の三大臣の合意の確認を始めとする論点について、私から説明をさせて頂きます。

まず、獣医師等の需給との関係ですが、これも、産業動物獣医師は地域偏在により現に確保が困難な地域がございます。また、近年、ライフサイエンスなどの分野において具体的な需要が高まっています。このことから、地域を限って新設を認めることを基本的な方針とさせて頂きました。

次に、調整の経緯ですけれども、昨年の10月下旬、山本幸三大臣の御指示、御判断の下、内閣府の事務方が取りまとめの原案を作成をさせて頂きました。10月末に内閣府の事務方が文科省の高等教育局、農水省の消費・安全局に提示をし、省庁間調整を行ってきたところです。11月初め、事務的な調整を終え、最終的には山本幸三大臣に内容を確認頂いて、11

月9日の諮問会議での取りまとめ案とさせて頂いたところです。



2017.04.09 ふるさとふれあい芸能まつり(倉吉市)

続きまして、一校に限った経緯について申し上げます。昨年12月8日に日本獣医師会から一校とするよう要請があったところです。12月17日の締切りのパブリックコメントにおいて約8割が慎重な意見であったことを踏まえ、12月20日、後に山本幸三大臣が一校に限ることを決断され、通常と同様に事務方に指示をなされました。12月22日に、事務方の原案を基に、山本幸三大臣が目を通し、内閣府から文科省高等教育局と農水省消費・安全局に提示をさせて頂きました。12月22日夕方までに通常と同じく事務方で文言調整の後、案を両省の局長等から大臣に報告し、異議はなかったため、三大臣

合意となったものです。それを受けまして、本年1月4日、一校に限る旨を明記した告示を制定させて頂きました。

その上で、最終的には、京都府よりも今治市の方が事業の早期実現性という観点から熟度が高いことを踏まえ、山本幸三大臣の判断で今治市の区域会議において事業者募集を行うことを決定し、本年1月4日から公募を開始したものです。

国家戦略特区で実現をした理由について申し上げます。近年、感染症拡大に係る危機管理の重要性が高まる中、水際対策やライフサイエンス分野で具体的な需要が高まっています。こうした獣医師を取り巻く状況の大きな変化を受けて獣医学部新設を認めたものであり、国家戦略特区になったから実現をしたものではありません。



2017.04.16 宇倍神社「御幸祭」(鳥取市)

京都府、京都産業大学の提案について申し上げます。昨年10月5日に京都府、京都産業大学から具体的な提案があったため、昨年10月17日の特区ワーキンググループでヒアリングを行いました。しかしながら、8年かけて具体的な提案を積み上げてきた今治市が他の提案より優れており、そして、その理由については先般の委員会の審議の中でも私の方から説明をさせて頂いたところですが、まずは今治市で事業化に至ったものであります。なお、京都府や新潟市の提案を落としたとの認識はなく、今後引き続き検討をしていく所存であることも併せて申し上げます。

最後に、総理と加計理事長の交友関係等が、関係法令に基づき実施される特区の指定並びに規制改革項目の追加、事業者の選定に影響を与えたことは一切ないことを最後に申し上げ、説明とさせて頂きます。

質問(舞立)

ありがとうございます。大体見えてきたなと思います。そして、先日、森ゆうこ先生の質問で問題にされた12月22日付けの三省合意文書についてですが、先ほど説明にありましたように、12月22日に農水省として文科省ともそれぞれ事務方から大臣に上げて了解を得たというお話がありました。本日に22日に作られたかどうか、その文書ですね、信憑性が低いという指摘がありました。先ほどの答弁

で、文科省、農水省ともにしっかりとその文書を事務方から大臣に上げて了解を得たということでした。文科省、農水省とも間違いはないということでもよろしいか、一言お願いします。

答弁(今城消費・安全局長)

農林水産省としてはそのとおりでございます。

答弁(松尾文部科学省審議官)

文科省もそのとおりでございます。



2017.04.22 第58回鳥取県簡易郵便局連合会通常総会
(湯梨浜町)

質問(舞立)

22日の件ですが、一校に限るとの方針決定をしたということで、それはそれでよしと。一方、告示前に、その対応方針を公表しなかったことへの是非はともか

く、それは内閣府の判断ということ、確かにその時期に三省で合意、作成された文書として存在すると、私なりに信用ができたと思います。今後も、様々な角度からこの問題について指摘がなされると思いますが、主な論点は絞られてきたと思いますので、三省ともアンテナを高く持ち、各々の問題に対し適切な答弁をして頂くようお願いし、質問を終わります。

平成29年5月23日

●シイタケの品質表示に関する法令上の基準

●シイタケの品質表示基準に関する消費者委員会食品表示部会における現在の検討状況

●シイタケの原木・菌床の輸入状況及び輸入した原木・菌床の品質・安全性

●外国産の原木・菌床を用いて国内で栽培したシイタケを純国産シイタケと区別して表示する必要性等

質問(舞立)

今日は、栽培キノコ類の生産振興に関して、品質表示の問題を中心に取り上げたいと思います。

私の地元鳥取県には、キノコ関係で日本では唯一の民間学術研究機関であります日本きのこセンターが存在し、昭和33

年の4月に設立、それから実に半世紀以上にもわたり、菌類の分類、生態、遺伝、生理の基礎研究から優良品種の開発、栽培、経営、流通に関する応用研究に至るまで幅広く取り組まれています。

また、そこでは、キノコ栽培の担い手養成研修制度を設け、担い手や実践的指導者の教育、養成に当たっているほか、普及指導においては、主要な地域に技術員を配置し、キノコ栽培技術の向上と経営の安定化を図るため、長年の調査研究に基づいて、生産者並びに消費者のサイドに立つてきめ細かい普及指導を行い、環境保全型農林業の活性化や日本産原木シイタケの振興に御尽力されています。

この日本きのこセンターの理事長には、元参議院議員で農林水産副大臣の経験もある常田享詳さんが務められており、日頃、私、鳥取県だけではなく全国的な原木シイタケ産業の振興を始めとして、農林業の振興の面で多大な御指導を頂いています。

本年に入り、常田理事長を始め、日本きのこセンターの職員の皆さんと原木シイタケの振興について意見交換した際には、様々な話題が出ました。平成23年の福島原発事故以来の多くの県で発生している原木の出荷制限に係る原木価格の高騰問題、そしてその掛かり増し経費に対する東電の賠償問題ですとか、東日本における原木林再生への支援、さらには、原木供給事業の中心的役割を担ってきた森林組合等に対する原木の安定供給、新

たな原木生産システム導入への支援や、原木シイタケ栽培の新規参入者への生活支援など、幅広い項目がありました。



2017.04.29 賀露まつり(鳥取市)

その多くは、林野庁の御努力もあり、東電による個人への賠償額の3年前払ですとか、シイタケの原木として出荷予定だった立木に係る財物賠償のほか、林野庁、復興庁計上分ですが、その予算で、放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業、そして今年新たに再編しました農業人材強化総合支援事業等におきまして大体は対応可能だというふうに理解させても頂きました。

しかしながら、東日本大震災、原発事故からの復興や風評被害の問題はいつ終わるとも分からない繊細な問題ですので、賠償額3年前払の後の対応等々、その

時々状況に応じて適切な対応がなされるよう、林野庁におかれては今後も御支援、御協力願いたいと思います。

また、話は変わりますが、意見交換の際には、苦境にあるシイタケ産業ですが、希望の持てる明るい話題もお伺いしました。

鳥取県では、平成26年に鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会を設立しまして、菌興115号、これ、鳥取茸王といたしましてブランド化が実を結び、これ、本当に山のアワビとも言われるとても肉厚でおいしいシイタケですが、この原木シイタケ全体の底上げですとか、後継者及び新規生産者の育成に貢献しているほか、都市から地方への移住を応援する総務省の事業ですが、地域おこし協力隊の事業を活用して、地元の林業の盛んな町村と連携し、林業及び原木シイタケ生産の担い手育成などに主眼を置いた地域おこし協力隊の募集を行う取組も始まってきたというお話も聞けて、大変うれしく、力強く感じたところです。

そのような明るい兆しも出てきたシイタケ、キノコ産業ですが、今日は、きのこセンターとの意見交換の際に、国産のシイタケ、キノコ類の振興に当たり、これは何らかの改善が必要な問題だと思つたことを質問したいと思つています。

その内容とは、シイタケ、キノコ類の品質表示に関する問題です。とりあえず、キノコ類全般を対象にすると議論が複雑になって分かりにくいので、今日はシイ

タケに限定して議論したいと思つています。まず、現在のシイタケの食品表示において法令上どのような基準が定められているか、生シイタケと干しシイタケに分けて答弁願います。



2017.04.29 道の駅「琴の浦」オープン記念式典(琴浦町)

答弁(吉井消費者庁審議官)

御質問の生シイタケ及び干しシイタケについては、食品表示法に基づく食品表示基準により表示すべき事項が定められています。

まず、生シイタケについては、生鮮食品として、名称、原産地のほか、原木栽培又は菌床栽培の栽培方法の別について表示をすることとされています。

なお、生シイタケの原産地については、他の農産物と同様に、一般的にはそ

の生産、収穫された場所が表示をされることとなっています。

一方、干しシイタケについては、加工食品として、名称、保存の方法、賞味期限、原材料名などのほか、原料原産地名や原料シイタケの原木栽培又は菌床栽培の栽培方法の別について表示をすることとされています。また、干しシイタケの原料原産地についても、一般的にはその原料である生シイタケが生産、収穫された場所が表示をされることとなっています。

質問(舞立)

ありがとうございます。今お伺いしましたように、農産物は取れたところが原産地になるという原則の下で、生シイタケと干しシイタケについて、名称、原産地、栽培方法、原料原産地等について基準が定められているわけですが、一応確認ですが、生シイタケの場合、例えば海外から植菌された状態で輸入された原木又は培地・菌床であっても、それを基に成長したシイタケを日本で採取して販売する場合には法令上は国産表示になってしまうということ、未植菌のまま輸入された原木又は培地・菌床であっても、日本で植菌されたものは全て国産表示になってしまうということでしょうか。

答弁(吉井消費者庁審議官)

先生御指摘のとおり、法令上はそうい

う決まりになってございます。ただ一方で、運用で任意でやっているということもございます。



2017.05.03 三朝温泉まつり「大綱引き」(三朝町)

質問(舞立)

ありがとうございます。法令上、現在はそうした基準になっているということですが、御承知のとおり、シイタケは、シイタケ菌と原木又はその他の培地・菌床、そして水と空気で栽培されるものであり、成分や品質上、特に重要になるのは、やはり土であり肥料の役目を果たす原木であり菌床です。そして、この原木や菌床は、普通の田畑の農地と異なり、簡単に移動させることができるという問題があります。このシイタケ栽培にとって最も重要な原木、そして菌床が、つまり、品質や成分が海外のもので

あるにもかかわらず、採取したところが日本だと国産品と表示されてしまう問題点がありまして、このような特殊事例はシイタケやキノコ類以外にはあまりないのではないかと思っているところです。

そうした中で、消費者としては、普段国産と思って購入して食卓で食べているシイタケが、実は海外の畑や肥料でそのまま栽培されたもの、そのエキスで育ったものと知れば、どこの国のものかが気になりますし、また、国内の原木や菌床の成分や品質と比べ、どの程度海外のものは異なるものなのかも気になるところです。実際、具体名は挙げませんが、消費者心理としまして、原木ですとか菌床の原産国を知れば、その国のものはあまり食べたくない、買わなかったよと、食べたくなかったということもありませんかと思えます。

こうした法令上の問題を受けて、現在、法令上の基準ではなく、シイタケの産地等の表示に関して自主的な取組で規制がなされていると伺っていますけれども、その内容についてお聞かせください。

答弁(今井林野庁長官)

お答えいたします。生シイタケの原産地の表示に当たりましては、今委員から御指摘がありましたとおり、植菌した原木や菌床が移動可能という、そういう特殊性がありますので、日本特用林産振興会においては、平成20年10月以降、いわゆる長いところルールに基づく表示の普

及に取り組んでいるところです。

この長いところルールというものについては、原産地の表示に当たり、採取した場所を原産地として表示するのではなく、原木又は菌床培地に植菌をした時点を取算点として、栽培期間が最も長い場所を原産地として表示するというものと承知しています。



2017.05.03 日吉神社神幸祭「よいとまかせ」(米子市淀江町)

質問(舞立)

ありがとうございます。今長官から御説明ありましたように、シイタケの品質表示については、畜産物の品質表示に関する法令上の基準を参考にして、平成20年から長いところルールというものが自主的に運用されています。業界として一定の議論の未決められたということで、法的拘束力はありませんが、国産の信頼

性を高める上では一定の効果はあると思います。

ですが、やはりシイタケの問題は畜産の問題とは異なり、畜産であれば餌の種類ですとか成分など、日本でいかにようにも畜産農家、変えることができますし、選べるのができますけれども、そもそもシイタケは原木や培地・菌床が決定的な要素であり、長いところルールで、たとえ日本国内で培養された期間が長からうと、結局は海外から移動してきた畑や肥料を使い続けて、吸い続けて生育したとしか言えず、実質的に中身は海外産としか言えないようなものが国産表示になってしまい、消費者への国産、海外産への品質表示に関する信頼には十分応えることはできていないのではないかと思います。

さらに、この問題、先ほどもありましたが、未植菌のまままで輸入した場合で、国内で植菌した場合には、長いところルールには一切抵触せず、品質的には外国産と同等であるにもかかわらず、全て国産表示が可能となってしまうため、深刻な問題ではないかと思えます。そこで、やはりこの業界の自主的な長いところルールでは根本的な問題解決にはならないとして、多くの関係者から一層の適正化を求める声が強くなり、平成22年の3月から内閣府にある消費者委員会の食品表示部会で品質表示基準の見直しに向けた検討が開始されました。が、そこまではよかったのですが、平成23年の11月29

日の部会での議論を最後に、その後、はたと動きが止まっているのはなぜかと疑問に思っています。

その当時の最後の部会の資料では、4月以降、関係事業者へのヒアリング等実施していると、そして本年3月以降、この3月とはいわゆる3・11の原発事故のことだと思えますが、本年3月以降の産地表示の関心の高まりも踏まえ、消費者等の意見の把握、関係事業者へのヒアリング調査等を進め、結果がまとまり次第食品表示部会に報告し、改正の方向性について審議願うと記載されているところですが、その後の調査検討の状況はどうなっているのでしょうか。その状況について教えて下さい。



2017.05.21 伯耆地区郵便局長会「国政報告会」(米子市)

先生御指摘のとおり、平成23年11月29日の消費者委員会食品表示部会において、消費者庁の方から、平成24年度以降に順次審議をお願いする予定のものの一部としまして、当時のシイタケ品質表示基準及び干しシイタケ品質表示基準の見直しについてお示しをさせて頂いたところであります。

当時、消費者庁では、食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた議論を開始していきまして、平成24年8月には食品表示一元化検討会報告書が取りまとめられたところです。消費者庁では、この報告書にある食品表示制度の一元化に係る取組を最優先課題として位置付けてきた

答弁(吉井消費者庁審議官)



2017.05.21 第13回出雲国神仏霊場合同催事(大山町)

ところortsです。さらに、その検討の際に残された大きな課題として、加工食品の原料原産地表示やインターネット販売の取扱い等が議論されたことを受け、これらの課題についても順次検討を加えてきたところortsです。こうした結果、御指摘のシイタケ品質表示基準などの案件については、これまでその検討が一時中断をされていたところortsです。

今後、生シイタケ、それから干しシイタケの表示についても、近年のほだ木や菌床の流通実態、消費者の意向等を踏まえて、林野庁とも相談をしながら具体的にどのような対応が必要となるのか検討して参りたいと考えています。

質問(舞立)

ありがとうございます。JAS法とか、色々なものを食品表示法に一元的にまとめるといった議論がその当時あり、一時的に中断しているということですね。今、加工食品の原料原産地表示だとかインターネット販売とか色々取り組まれている中で、今後もシイタケの問題については林野庁と連携して検討していくというお話を伺いましたので、しっかりと着実に検討を進めて頂きたいと思います。

そこで、次の質問ですけれども、近年、海外から輸入した原木・ほだ木、そして培地・菌床を用いた生シイタケの栽培が増加傾向にあると伺っています。そこで、ここ10年、国勢調査年を基にしまして、平成17年、22年、そして27年の三つの時

点における全体の輸入量、一番多い輸入国の国名、その輸入量、全体に占める割合、さらには全体の輸入量が国内の生シイタケ生産量に占める割合、これ、推計で構いませんが、これらについて、それぞれ、ほだ木と菌床に区別して御教示下さい。仮に、ほだ木と菌床の区別ができない場合はまとめてでも構いませんので、答弁をお願いします。



2017.05.28 天神川総合水防演習(倉吉市)

答弁(今井林野庁長官)

貿易統計上はシイタケのほだ木と菌床の輸入量については区別はされておりませんが、菌糸として一括に集計されております。この菌糸の輸入量ですけれども、平成17年においては2,841トン、平成22年には4,645トン、平成27年

には12,454トンと増加傾向にありまして、平成27年の輸入は全てが中国産ということになっています。

また、この輸入菌糸から生産される生シイタケの生産量についてですけれども、約4千トンと推定されておりまして、平成27年の輸入菌糸においては、平成27年における生シイタケの国内生産量67,510トンの約6%程度に相当するものと推定しています。

質問(舞立)

菌糸という区分で一括で統計されているということですが、中国のみというのは非常にちょっと、私だけでしょうか、驚いたのは。ちょっと驚きました。そして、平成17年から今では実に4倍くらい、ここ10年で増えてきていると。今、シイタケ生産に占める割合としては約6%ということですが、このままだと伸びると大きな割合になっていくのではないかと懸念するところortsです。

ちなみに、この菌糸の区分で、ほだ木が多いのか、菌床が多いのか、その辺は把握されていますでしょうか。

答弁(今井林野庁長官)

色々な関係者への聞き取りによりまして、菌床の方が大部分ではないかというふうに承っております。

質問(舞立)

菌床が大部分だとしまして、その中身

は主に何でしょうか。おが粉でしょうか、食品残渣でしょうか、稲わらでしょうか。その辺も把握されていますでしょうか。

答弁(今井林野庁長官)

我が国における菌床については、コナラ等のおが粉に栄養材として、ふすま、米ぬか、大豆かす、そういうようなものが用いられていると承知していますけれども、外国から輸入されるものについては、一部には樹種としてホワイトオーク、アカカシ、カエデのようなものが使われていることは把握していますけれども、栄養材等のものについては必ずしも十分な把握ができていないというのが実態です。



2017.05.28 美保基地航空祭(境港市)

質問(舞立)

必ずしも十分把握できていないというところで、是非この辺は関心を持って把握するように努めて頂きたいと思います。

そこで、次ですが、消費者の食品表示への関心が高まっている中で、特にシイタケの場合、先ほどから言っていますように、ほだ木や菌床でその成分や品質が分かれるだけに、果たして外国産のほだ木や菌床の成分や品質、国産のものとは比べて遜色ないかどうか気になるところですけれども、この海外から輸入したほだ木や菌床の成分や品質について、安全衛生基準など、どのように検査がなされているのか、また、一般の国内産の成分や品質と比べてどの程度異なるものなのか等について把握されているかどうか、御教示下さい。

答弁(今井林野庁長官)

シイタケのほだ木や菌床の輸入に当たっては、植物防疫法に基づいて植物に有害な病害虫の侵入防止のための検査を行っています。ほだ木や菌床の成分や品質に係る検査は行っており、また、安全衛生上の基準を定めた制度もないというのが実態です。

質問(舞立)

通常の病害虫検査等の手続以外は特になく、そして規制するような制度もないということ、ちょっとこれは何らか

の改善が必要ではないかと思えます。

では、見方を変えまして、中国産の菌床の品質や成分はよく分からない、十分に把握されていないということですが、それをもとに成長したシイタケと日本産の原木シイタケや菌床シイタケの成分や品質について、どの程度異なるものなのか、これについては分析とか研究とか把握されていますでしょうか、答弁願います。



2017.06.03 日本青年会議所中国地区鳥取ブロック協議会主催「鳥取を良くするシンポジウム」に参加(境港市)

答弁(今井林野庁長官)

純粋な国産の菌床から生産されたシイタケと輸入菌床から生産されたシイタケとの間における成分や品質の違いの調査、報告等の例、探してみましたけれどもなかなか適切なものはなかったという

ことです。

質問(舞立)

これ、調査すれば、色々とやっぱり、日本でもほだ木と菌床ありますけれども、原木シイタケ、日本の原木シイタケと例えば中国産の菌床シイタケとは恐らく大分違うのではないかと思っています、その違いをPRすることも大事です、そして国産の原木シイタケの振興を図る上でも、シイタケは非常にヘルシーであり、虫歯やアトピー予防ですとか、がん予防にも効くと、色々な効能が言われています。是非、国産と海外産との差別化を図る上でも、そして、シイタケの素晴らしさをしっかりとPRしていく意味でも、調査研究に努めて頂きたいと思いますが、是非よろしく願います。

これまで色々質問しましたが、現在の法令の基準なり、そして長いところルールの業界の自主的なルールでは、シイタケに関する表示基準が不十分ということで、本年に入り、全国食用きのこ種菌協会が新たな取組を始めた、長いところルールの取りまとめの中心であった日本特用林産振興会でも新たな動きが始めているとお聞きしていますが、これらについて分かる範囲で教示下さい。

答弁(今井林野庁長官)

先ほど答弁申し上げたように、シイタケ栽培の特性を踏まえ、日本特用林産振興会は平成20年以降、シイタケの原産地

表示について、いわゆる長いところルールの普及を図ってきているところです。

こうした中で、日本特用林産振興会とは別の全国食用きのこ種菌協会という団体が本年2月から、シイタケ等のキノコ栽培において、ほだ木や菌床の原料に使用される木材が国産であるかどうかを表示する、そういう商標マークを発表しまして、その普及を通じ、国産樹木を利用した食用キノコの消費拡大を図る取組を始めたところです。

その結果、同じキノコ関係の業界団体においてキノコ生産に関連した別々の取組が行われることとなったことから、日本特用林産振興会においては、これまで普及してきたいわゆる長いところルールをどのように今後取り扱っていくべきか、団体内で議論、検討を始めたというふう

質問(舞立)

ありがとうございます。種菌協会の新たな商標マーク、原料にも、木材ですとかほだ木、菌床について国産材ということをしつかりPRしていくということには非常にいい取組じゃないかと思っておりますし、特用林産振興会の方でもしっかりと見直しに向けた議論がまた始まっていくといったような話でありまして、是非、色々とまた業界内の調整も大変かとは思いますが、林野庁の方もリーダシップといいますか、適切に連携して御支援、御協力頂ければと思います。



2017.06.03 社会福祉法人こうほうえん創立30周年祝賀会(米子市)

そういった中で、先ほど、平成22年、23年に食品表示部会で検討が一時ストップしたというのは、私、今考えてみると、何となくよかったのではないかなと。当時の議論では、あのままいく何となく畜産物の長いところルールをそのままシイタケでも基準に乗せればいいやみたいなことが、そのような方向で進んでいたような気がするのです。それではやはりちょっと問題解決にはならないのではないかなと思っております。仕切り直してこれからしっかりと議論されていく、検討されていくという中で、むしろ、何となく時間を置いてよかったのではないかなと、今から考えるとそう思われるところですが、今後、シイタケの食品表示に関する法令基準の見直しに向けた議論を進

めるに当たり、私なりの意見と要望を述べさせて頂きたいと思っております。

シイタケの栽培過程においては、原木又は培地にシイタケ菌を植え付け、完熟させるまでの過程がシイタケの品質に決定的な影響を与えること、そして植菌した原木又は菌床は生育そして栽培の場所を容易に移動させることが可能であると他の農産物に例えれば、栄養分を伴う畑を移動させるに等しいということですが、こういう特殊性があることに鑑み、表示基準の基本的な改正の方向としては、やはりまずは外国から輸入したほだ木や菌床から国内で発生したシイタケについては、国内での栽培期間の長さに関わらず、一律に外国産として原産国名を表示するのがあるべき姿ではないかと考えます。

仮にそれが無理だとしても、ほだ木や菌床がシイタケの品質に決定的な影響を与えることになるため、こと、シイタケに関しては、ほだ木や菌床の表示について、農業資材だから難しいとかいうのではなくて、シイタケの特殊事情を考慮し、海外から輸入したものについては菌床(〇〇国)といったような感じで表示し、国産の原木や菌床と差別化できるようにすべきと考えます。もちろん、混合する場合には、重量の多い順に、菌床(〇〇国、そして△△国、そして日本)とかです、そういったように区別することも必要かと考えますけれども、このような考え方に對しまして消費者庁と林野庁のそれぞれから御見解をお聞かせ下さい。

答弁(吉井消費者庁審議員)

先生御指摘のように、仮にシイタケの栽培において菌床の成分等がシイタケそのものの品質に大きく影響を与えるようであれば、このことは消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会の確保といえます食品表示制度の趣旨から見ても重要な要素であると考えられます。

このため、こうした品質の相違の実情を始めとして、近年のほだ木や菌床の流通実態、消費者の意向等を踏まえた上で、表示の面で具体的にどのような対応が必要となるのか、林野庁や関係団体とも相談をしながら前広に検討して参りたいと考えています。



2017.06.04 自民党青年部・青年局全国一斉街頭行動(鳥取市・湯梨浜町・米子市)

答弁(今井林野庁長官)

林野庁は制度を所管する役所ではありませんので制度の在り方に対するコメントは控えさせて頂きましても、先ほどから御答弁させて頂いていますように、シイタケの産地表示に関連しては、関係業界において自主的に様々な取組が進められています。その状況を林野庁として注視するとともに、消費者のニーズや消費者の意見も把握しながら、また表示制度を所管する消費者庁とも連携しながら適切に対応して参りたいと考えています。

質問(舞立)

現時点ではそのような答弁しかまだ言えないと思いますが、しっかりと消費者庁と林野庁と連携して着実に取組んで頂きたいと思っています。

この問題の最後に、このシイタケの食品表示、品質表示に関する一連の質問のやり取りをさせて頂きましたが、このシイタケの表示基準の見直しに関する問題に関し、シイタケ、キノコにも造詣の深い山本大臣からも御見解をお聞かせ下さい。

答弁(山本農林水産大臣)

国民に対し安全な食料を安心して食べてもらえるような環境をつくることは、食を預かる農林水産省として最も重要なことであると考えています。



2017.06.11 自民党鳥取県連青年部・青年局「中海一斉清掃」に参加(米子市)

そうした観点から、本日、議員から御質問を頂く中で、消費者の関心も高いシイタケの表示をめぐって様々な課題があることを認識しました。一方、シイタケの原産地表示等をめぐっては、業界団体等において自主的に新たな取組も進められているようであります。

農林水産省としても、こうした動きを注視しながら、関係省庁と連携し、消費者に対し安全な食料を安心して供給できるよう適切に対処して参りたいと考えております。

質問(舞立)

大臣、力強い御答弁ありがとうございます。私もいつも日本きのこセンターの行事には参加させて頂いていまして、

秋の収穫の時期ですけれども、私もその地域ではマイタケと言われています。舞立がその時期はマイタケになるということで、人ごととは思えない非常に関心のある分野であり、このシイタケの食品表示基準の関係については自主的な取組が先行していきまして、法令基準の見直しについてはまだもう少し時間が掛かりそうですね。多くの関係者が納得し、食品表示に対する、やっぱり国産や海外産等に対する消費者の信頼に少しでも応えられるような取組を期待したいと思っていますし、また、シイタケについて先行して一定の整理ができた暁には是非、キノコ類全般になると更に大変な作業になると思いますし、課題ももっと多くなると思いますけれども、シイタケの見直しをうまく応用することを視野に入れて、キノコ類についても段階を踏んで適切に検討して頂きたいということを要望させて頂きます。

ましたが、近年は着実に施策の充実や森林整備予算の増額基調を確保していることなどは評価させて頂きたいと思っています。一方で、この木材生産と先ほど話した栽培キノコ類生産が大体半分ずつを占める林業産出額に着目させて頂きますが、これについては、昭和55年の約1兆1千6百億円をピークにして、現在は半分以下にまで落ち込んでおります。最近では、東日本大震災の影響もあったと思いますが、平成24年の約3千9百億円を底として徐々に回復を遂げ、平成26年には4千5百億円を突破し、リーマンショック前の水準を超えていい傾向だと思っています。



2017.06.17 「きのこ王国とっとり」食のみやこフェスティバル(鳥取市)

それでは、残り1問で終わりたいと思いますけれども、最後、前回の予算の委嘱審査の時の積み残しの質問を一つしたいと思いますが、先程栽培キノコ類の生産振興に関して質問したところですが、これ、特用林産物として、林業、木材産業の振興にも繋がる話ですけれども、この林野庁の予算について、先日3月の予算の委嘱審査については、平成20年度補正の森林整備加速化基金等の創設により、林業、木材産業関係者に明るい兆しが見え始め、3月の委員会でも答弁頂き

しかしながら、この3月に出された統計では、林業産出額が再び、27年は26年

そこで、林業産出額、特に木材生産が



2017.06.18 第10回吉備真備杯囲碁大会開会式(鳥取市)

に比べて約3.4%、額にして約150億円の減少で4千3百63億円となつてしまひ、栽培キノコ類は約20億円回復したものの、木材生産が約170億円の減少となり、私としては少なからず危機感を感じたところです。

林業、木材産業の再生は地方創生の最重要課題の一つですが、森林整備予算の拡充、そして木質バイオマスの普及だけでは十分とは言えません、やはり国土面積の約7割が森林である日本において、国内の木材を活用した製材や合板がしっかりと使われ林業産出額がしっかりと伸びていくこそ、地方で安定した雇用や所得が確保でき、真の地方創生に繋がると考えます。

答弁(今井林野庁長官)

減少した要因と課題の分析について、単に木材価格が低下したからですといったような理由で総括しないように、なぜ森林は豊富にあるのに、国土の約7割が森林で、本格的な伐期が到来していて、木材自給率も未だ3割台と低いのに、なぜ日本の木材生産は伸びないのか、使用されないのか、これを改善していくためには何が必要なのかなど、具体的な分析内容をお伺いしますとともに、林業産出額の増加に繋がるような、林業、木材産業の成長産業化に向け、林野庁として現行施策の見直しですとか対策の拡充等が必要と考えますが、答弁をお願いします。

林業産出額は、木材と栽培キノコ類の生産額を合算したものでして、その推移については、平成25年が4千2百47億円、平成26年が4千5百14億円、平成27年が4千3百63億円となっています。

委員から御指摘がありましたとおり、平成27年の林業産出額は前年に比べ減少していますけれども、これは林業産出額の約半分を占めます木材の生産額が平成26年の2千3百55億円から平成27年の2千183億円へと減少したことが大きく影響しています。

その原因としては、平成26年4月の消費税率の見直しに伴い、住宅建築のいわゆる駆け込み需要がありましたことから、杉やヒノキの丸太価格が平成26年に一時的に上昇しまして、その後下落したことが

が大きな要因の一つだと分析をしています。

一方、木材生産量については、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えている中で年々増加してきています、自給率についても平成27年には33%にまで上昇しているところです。

こうした中で、委員御指摘のように、林業産出額の増加に繋がるような、林業、木材産業の成長産業化の実現ということが非常に重要な課題となつていまして、これに向けて一つは、木材、とりわけ国産材の需要の拡大を図ること、そして二つ目には、その拡大する需要に向けて国産材を安定的に供給していく、そういう体制を整えること、この二つを車の両輪の対策として、需要面の対策としては、中高層建築物への使用が期待できるCLTの活用など木材利用の促進、あるいは木質バイオマスのエネルギー利用の拡大対策、供給面の対策としては、施業の集約化、急峻な地形を克服するような路網整備や高性能林業機械の導入、緑の雇用事業等を通じた人材の育成確保、地域材の付加価値向上や輸出も含めた木材製品の販売の拡大、こうした総合的な対策に取り組んでいきたいと考えています。

質問(舞立)

いろいろと課題はまだ多いと思いますし、もっと国産材の利用に関して国と地方が連携してしっかりとその辺を支

援していく、公共建築物にしっかりと木材を利用していく、国と地方が連携して必要な予算の確保も含め取り組んでいく必要があると思いますし、また、森林環境税を新たに検討中ですが、それに関してもしっかりとこの成長に繋がるような仕組みにしていけることもまた検討が必要だと思っています。

本日に、この林業、木材産業、私は非常にまだまだ可能性が大きいと思ひますし、大きくするに当たって、それをもっと伸ばすための工夫なり検討が必要と思ひついでいます、是非、林野庁、非常に重要な役所ですので、農業や水産業にも負けないように頑張ってください、よろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。



2017.06.18 自民党美保南支部総会にて講演(鳥取市)

第193回通常国会で 成立した主な法律の概要

1. 閣法（内閣提出法律案）

○ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第2号）

① 概要

我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入並びに県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化を行うもの。

② 施行日

原則として平成29年4月1日

○ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年3月31日法律第4号）

① 概要

日本経済の成長力の底上げのため、



2017.06.24 第7回中部発!食のみやこフェスティバル (倉吉市)

② 施行日

原則として平成29年4月1日

就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築や経済の好循環の促進、酒類間の税負担の公平性の回復、国際的な租税回避への効果的な対応などの観点から、国税に關し、所要の改正を一体として行うもの。

○ 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教

育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第5号）

① 概要

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改めるとともに、共同学校事務室に関する規定の整備、学校運営協議会の役割の見直し等の措置を講ずるもの。

② 施行日

平成29年4月1日

○ 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第9号）

① 概要

大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、学資を支給する給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講ずるもの。

② 施行日

平成29年4月1日

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第14号）

① 概要

就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険の基本手当、教育訓練給付等の拡充、職業紹介事業の適正な事業運営を

確保するための措置の拡充及び育児休業期間の延長を行うほか、雇用保険率の引下げ等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成29年4月1日



2017.06.25 中海ウォータースイム2017開会式(米子市)

○ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年4月14日法律第15号）

① 概要

国際原子力機関の勧告等を踏まえ、我が国の原子力利用における安全対策の一層の強化を図るため、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措



2017.06.25 第61回鳥取県ろうあ者大会(琴浦町)

- 位置の義務化、放射線障害の技術的基準に関する放射線審議会の機能の強化等の措置を講ずるもの。
- ② 施行日
一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

- 主要農作物種子法を廃止する法律（平成29年4月21日法律第20号）
- ① 概要
種子生産者の技術水準の向上等により、種子の品質が安定してきているなど、農業をめぐる状況の変化に鑑み、他の法令等で適切に引き継ぐことができることもあり、当該法律を廃止するもの。

- ② 施行日
平成30年4月1日

- 裁判所法の一部を改正する法律（平成29年4月26日法律第23号）
- ① 概要
近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を講ずるもの。

- ② 施行日
平成29年11月1日

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年4月26日法律第24号）
- ① 概要
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進し、住宅セーフティネット機能の強化を図るため、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等の措置を講ずるもの。

- ② 施行日
公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

- 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年5月12日法律第26号）
- ① 概要



2017.06.25 鳥取県医師連盟講演会(鳥取市)

- 都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度の創設、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設等の措置を講ずるもの。
- ② 施行日
一部を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

- 水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第31号）
- ① 概要
最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築等及び災害復旧の国土交通大臣等による権限代行制度の創設等の措置を講ずるもの。

- ② 施行日
公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

- 農業競争力強化支援法（平成29年5月19日法律第35号）
- ① 概要
農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、農業生産に関連する事業の再編又は当該事業への参入を促進するための措置を講ずるもの。

- ② 施行日
公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

- 土地改良法等の一部を改正する法律

(平成29年5月26日法律第39号)

① 概要

最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間管理機構が賃借権等取得した農用地を対象とする申請によらない土地改良事業及び農業用排水施設の耐震化を目的とした申請によらない土地改良事業を創設する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日



2017.06.30 琴浦町高齢者のつどい(琴浦町)

○ 学校教育法の一部を改正する法律

(平成29年5月31日法律第41号)

① 概要

社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるもの。

② 施行日

平成31年4月1日

○ 独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律(平成29年6月2日法律第43号)

① 概要

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、独立行政法人国民生活センターの業務として消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律における特定適格消費者団体のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

平成29年10月1日

○ 民法の一部を改正する法律(平成29年6月2日法律第44号)

① 概要



2017.07.03 鳥取県立ハローワーク開設式(米子市)

② 施行日

一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成29年6月2日法律第46号)

① 概要

空き家・空き店舗等の再生、成長分野における不動産ストックの形

成等について不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、不動産特定共同事業におけるインターネットを介した取引等に対応した環境整備、特例投資家向け事業の規制の見直し等の措置を講ずるもの。

② 施行日

一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年6月2日法律第47号)

① 概要

地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講ずるもの。

② 施行日

一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成29年6月2日法

律第48号)

① 概要

最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年6月2日法律第50号）

① 概要

外国人観光旅客の急増等に対応した受入環境の整備を図るため、通訳案内士でない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に係る規制の見直し等を行うとともに、旅行業務に関する取引の公正及び旅行の安全の一層の確保を図るため、旅行サービス手配業の登録制度を創設する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日法律第52号）

① 概要

地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立支援等施策等の追加、当該施策の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、介護医療院の創設、利用者負担の見直し、被用者保険等保険者に係る介護納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として平成30年4月1日



2017.07.08 皆生温泉海水浴場開き及び第37回全日本トリアスロン皆生大会安全祈願祭(米子市)

○ 港湾法の一部を改正する法律（平成29年6月9日法律第55号）

① 概要

我が国の観光の国際競争力の強化

等に資するよう、国土交通大臣が指定した国際旅客船拠点形成港湾における官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図るための協定制度を創設するとともに、非常災害が発生した場合における港湾の機能の維持を図るため、港湾管理者からの要請に基づき、国が港湾施設の管理を自ら行うことができることとする等の措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月14日法律第56号）

① 概要

中小企業の経営の改善発達を促進するため、我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮に対処するための危機関連保証の創設及び特別小口保険等の付保限度額の拡充を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業に対する経営の改善発達の支援の強化等の措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成29年6月16日法律第58号）

① 概要

衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定等を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるもの。

② 施行日

公布の日



2017.07.16 下私都納涼祭(八頭町)

○ 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一

部を改正する法律（平成29年6月16日法律第60号）

① 概要

需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金を交付する制度を導入するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務として当該補給金等を交付する業務を追加する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

平成30年4月1日

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年6月16日法律第61号）

① 概要

廃棄物の適正な処理を推進するため、特定の産業廃棄物を多量に生ずる事業者について、産業廃棄物管理票の交付に代えて、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物に関する情報を登録することを義務付ける等の措置を講ずるもの。

② 施行日

一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年6月16日法律第63号）

① 概要

皇室典範第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項について所要の措置を講ずるもの。

② 施行日

一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日



2017.07.16 「水郷祭」(湯梨浜町)

○ 住宅宿泊事業法（平成29年6月16日法律第65号）

① 概要

我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることに

より、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与するもの。

② 施行日

一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年6月21日法律第67号）

① 概要

近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定その他所要の規定を整備するもの。

② 施行日

一部を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日

○ 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年6月21日法律第69号）

① 概要

虐待を受けている児童等の保護を図るため、児童福祉法第28条の保護措置の手続において、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を求めることができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日



2017.07.22 やしろ五輪まつり(倉吉市)

○ 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成29年6月23日法律第70号）

① 概要

我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格に農林物資の取扱方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務として認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年6月23日法律第71号）

① 概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る出入国管理及び難民認定法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、地域の特産物を用いた単式蒸留焼酎及び原料用アルコールの製造に係る酒税法の特例措置の追加等の措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 刑法の一部を改正する法律（平成29年6月23日法律第72号）

① 概要

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除するもの。

② 施行日

公布の日から起算して二十日を経過した日



2017.07.23 第72回みなと祭「大漁祈願祭」(境港市)

○ 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年6月23日法律第74号）

① 概要

農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業経営の安定を図るため、農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を創設するとともに、農業共済事業について、共済関係の成立に係る方式の変更等の措置を講ずるもの。

② 施行日

平成30年4月1日

2. 議員立法

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第8号）

① 概要

独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の対象を拡大するもの。

② 施行日

平成29年4月1日

○ 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第10号）

① 概要

鳥取県を含む特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、農道整備、畑作振興等の対策事業を引き続き実施するため、平成29年3月31日をもって失効す

る現行法の有効期限を更に5年延長し、平成34年3月31日までとするもの。

② 施行日

公布の日



2017.07.29 第44回米子がいな祭(米子市)

○ 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第11号）

① 概要

過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として市町村立の専修学校等の整備に要する経費を追加するとともに、減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の

② 対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加するもの。
施行日
平成29年4月1日



2017.07.30 高城まつり(倉吉市)

○ 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第12号）
① 概要
津波防災の日の規定について、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加するとともに、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を5年間延長する措置を講ずるもの。

② 施行日
公布の日

○ 公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年6月21日法律第66号）
① 概要
都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁を行うもの。

② 施行日
平成31年3月1日

○ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年6月23日法律第73号）
① 概要
文化芸術に関する施策の一層の推進を図る観点から、文化芸術振興基本法について、題名の改正、基本理念の見直し、文化芸術推進基本計画等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるもの。

② 施行日
公布の日

○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年6月23日法律第75号）
① 概要
インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通して

いる状況に鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずるもの。



2017.07.30 鳥取空港開港50周年記念式典(鳥取市)

② 施行日
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（平成29年6月23日法律第76号）

① 概要
商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項を定めることにより、商業捕鯨の実施による水産業等の発展及び海洋生物資源の持続的な利用への寄与を目的とするもの。
② 施行日
公布の日

インターネットで審議中継動画 がご覧頂けます

- ① まずは
- ② 『参議院インターネット審議中継』というサイトへとびます。
- ③ 会議名や発言者からの検索がありますので
観たい審議中継の絞り込みができます。

※動画の視聴は windows のみとなっております。

まいたち昇治事務所



◀まいたち昇治公式 HP
<https://maitachi.com>

まいたち昇治 検索

鳥取 〒680-0832 鳥取市弥生町222
倉吉 〒682-0022 倉吉市上井町1丁目129
米子 〒683-0067 米子市東町177東町ビル

facebook
まいたち公式ページ
<https://www.facebook.com/shouji.maitachi>

g+
<https://plus.google.com/+Maitachi/posts>

TEL:0857-21-5320 / FAX:0857-21-5323
TEL:0858-24-5028 / FAX:0858-24-5128
TEL:0859-37-5016 / FAX:0859-33-5716

Ameba
公式ブログ
<http://ameblo.jp/maitachi/>

YouTube
まいたちチャンネル
<http://www.youtube.com/maitachishouji>